

## 地方創生推進交付金の概要

### I. 基本的な制度

#### (1) 事業概要・目的

- ・自治体の自主的・主体的な取組みで、先駆的なものを支援
- ・KPI の設定と PDCA サイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を越えた取組みを支援
- ・地域再生法に基づく交付金として地域再生計画を策定する必要がある

#### (2) 予算額

- ・国費 1,000 億円（事業費ベース 2,000 億円程度） 国費 1/2

### II. 支援対象

- ・地域再生法に基づく事業として、複数年度にわたる事業が可能
- ・支援対象は、1. 先駆タイプ、2. 横展開タイプ、3. 隘路打開タイプの3タイプ

#### 1. 先駆タイプ

自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携等の全ての要素を含む事業

- ・期間：5 か年度以内
- ・交付金額：1 事業あたり国費 1 億円（事業費ベース 2 億円）

#### 2. 横展開タイプ

先駆的・優良事例の横展開を図り地方創生の深化のすそ野を広げる事業

- ・期間：3 か年度以内
- ・交付金額：1 事業あたり国費 2. 5 千万円（事業費ベース 5 千万円）

#### 3. 隘路打開タイプ

既存事業の隘路を発見し、打開するための事業

- ・期間：3 か年度以内
- ・交付金額：1 事業あたり国費 2. 5 千万円（事業費ベース 5 千万円）

#### ◎事業分野

- (1) しごと創生・・・①農林水産分野 ②観光分野 ③地域産業分野（①、②を除く）
- (2) 地方への人の流れ・・・①生涯活躍のまち分野 ②地方創生人材の確保育成等の人材分野
- (3) 働き方改革・・・①若者雇用対策、ワークライフバランスの実現等
- (4) まちづくり・・・①小さな拠点分野 ②まちづくり分野（①を除く）

### III. 申請

- ・地域再生計画の申請・・・複数年度（5 か年度以内）の計画を策定し申請
- ・事業実施計画書・・・必ず地域再生計画に記載した内容と整合性が取れたもの  
市町村事業 2 事業を目安

### IV. 申請時期

- ・第一回目・・・平成 2 8 年 6 月 1 3 日（月）～平成 2 8 年 6 月 1 7 日（金）  
8 月中認定、交付対象決定
- ・第二回目・・・平成 2 8 年 9 月中

# 地方創生加速化交付金の概要（イメージ）

地方版総合戦略に基づく各自治体の取組について、先駆性を高め、レベルアップの加速化を図る。

そのため、

- 上乗せ交付金の特徴的な事例、
- 地域しごと創生会議における特徴的な事例等も紹介し、自治体の自主的・主体的な取組を支援。

